

身体等に障がいのある方の 自動車税等の減免について



身体等に障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車取得税及び自動車税の減免を受けることができます。

減免の対象となる方の範囲

身体等に障がいのある方で次の範囲の障がいを有する方(以下「身体障がい者の方」といいます。)です。

1 身体障害者手帳の交付を受けている方で下表の範囲の障害を有する方

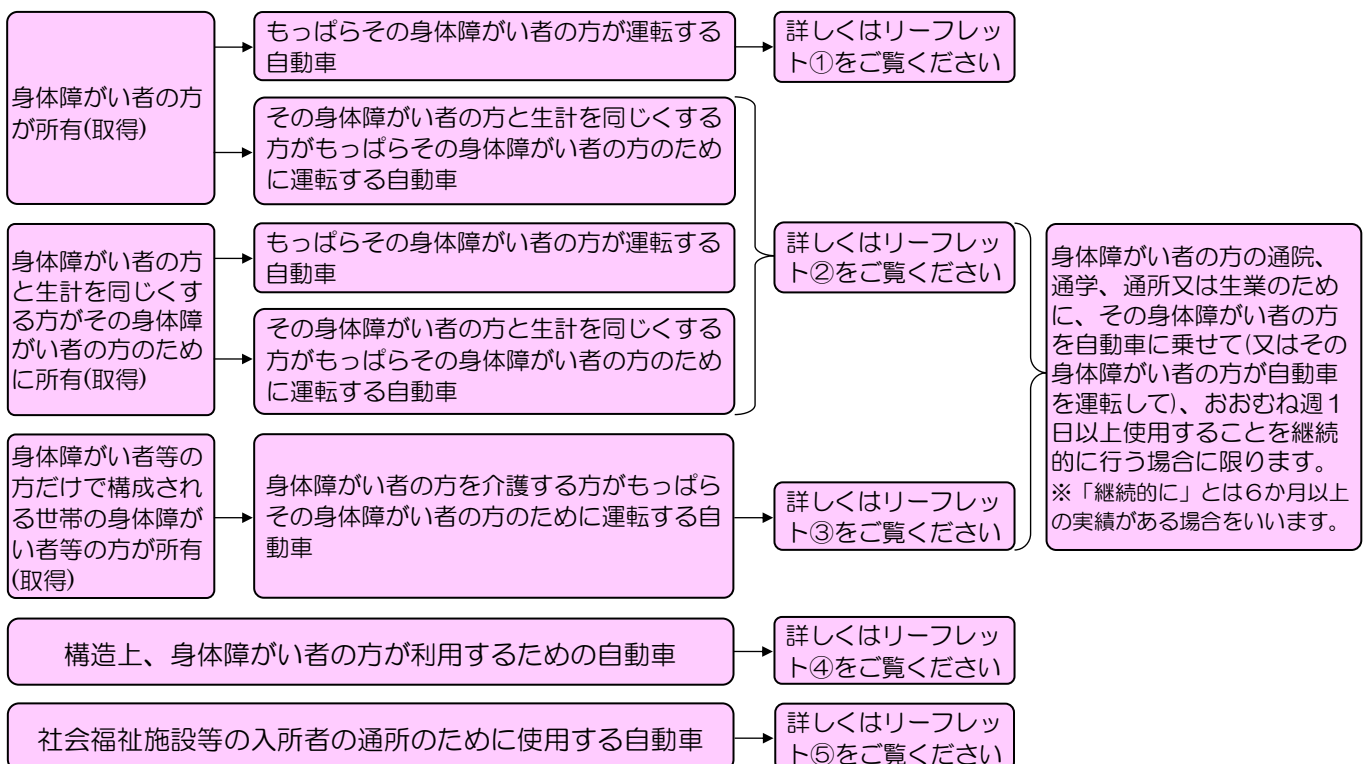
障がいの区分	要件	
視覚障害	1級～4級	
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級・5級	
音声機能障害	3級 ※喉(こう)頭摘出による音声機能障害がある場合に限ります。	
上肢不自由	1級～3級	
下肢不自由	1級～6級	
体幹不自由	1級～3級・5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～3級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害	1級・3級・4級	
じん臓機能障害	1級・3級・4級	
呼吸器機能障害	1級・3級・4級	
ぼうこう・直腸機能障害	1級・3級・4級	
小腸機能障害	1級・3級・4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	
肝臓機能障害	1級～4級	

※ 2つ以上の障がいの区分に重複して障がいを有する方は、個々の障がいの区分についていずれかの障がいの等級に該当することが必要です。

- 療育手帳の交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がいを有する方
詳しくは、総合振興局、振興局又は道税事務所にお問い合わせください。

減免の対象となる自動車

次の自動車が、減免の対象となります。



減免の申請期限

次の申請期限までに最寄りの総合振興局、振興局又は道税事務所に申請してください。

区 分		申 請 期 限
自動車取得税		自動車の登録日の2か月後
自動車税	4月1日に減免要件に該当している方	自動車税納税通知書の納期限（5月31日）
	年度の途中で減免要件に該当する方	減免要件に該当することになった日の2か月後
	減免自動車を入れ替える方	自動車の登録日の2か月後

- ※ 必要書類等については、減免の対象別リーフレットをご覧ください。
- ※ 使用状況等に変更がない場合は、2年目以降の申請は省略できます。

自動車税の減免の適用

区 分		減免の適用		
新規	4月1日に減免要件に該当している場合	年税額を減免		
	年度の途中で減免要件に該当した場合	要件に該当した翌月から月割税額を減免		
入替	減免を受けている自動車を入れ替え、新しい自動車を取得した場合（新規登録）	旧車を1か月以内に抹消	旧車	抹消した月まで月割税額を減免
			新車	新車を取得した翌月から月割税額を減免
		旧車を移転等	旧車	年税額を減免
			新車	翌年度から年税額を減免（当該年度は月割税額を課税）
		減免替え申請	旧車	新車を取得した月まで月割税額を減免（新車を取得した翌月から月割税額を課税）
			新車	新車を取得した翌月から月割税額を減免
減免を受けた後に減免要件に該当しなくなった場合	自動車を他者に移転した場合	年税額を減免（翌年度から新所有者に年税額を課税）		
	要件に該当しなくなった場合	年税額を減免（翌年度から本人に年税額を課税）		

- ※ 旧車…今まで減免を受けていた自動車 新車…新たに取得した自動車
- ※ 年度途中で移転により取得した自動車は、翌年度から減免の対象になります。

申請した内容等に変更があったとき

次の例のように、減免申請書に記載した内容や車の使用状況に変更があったが、減免の要件に該当しているときは、上記の申請期限までに新たに減免申請を行うことで、減免を受けることができます。

- 婚姻等により氏名を変更した。
- 転居等により住所が変わった。
- 自動車の登録番号を変更等により自動車検査証の記載事項を変更した。
- 自動車の運転者を障がいのある方から同居の家族に変更した。
- 上記以外の理由で自動車税納税通知書が届いたが、減免の要件に該当している。

【身体等に障がいのある方及び社会福祉施設等に係る自動車税環境性能割及び種別割の減免について】

税制改正により、平成31年10月1日から、自動車税に環境性能割及び種別割が導入されます。

現在の自動車取得税及び自動車税の減免の要件（障害のある方の範囲、対象となる自動車、申請期限、対象となる施設等）に変更はありません。

減免の申請先

総合振興局等名	電 話 番 号	総合振興局等名	電 話 番 号	総合振興局等名	電 話 番 号
空知総合振興局	0126-20-0056	日高振興局	0146-22-9061	オホーツク総合振興局	0152-41-0612
深川道税事務所	0164-23-3578	渡島総合振興局	0138-47-9452	北見道税事務所	0157-25-8685
石狩振興局	011-281-7940	檜山振興局	0139-52-6471	紋別道税事務所	0158-24-2626
後志総合振興局	0136-23-1331	上川総合振興局	0166-46-5936	十勝総合振興局	0155-26-9038
小樽道税事務所	0134-23-9444	名寄道税事務所	01654-2-4148	釧路総合振興局	0154-43-9174
胆振総合振興局	0143-24-9585	留萌振興局	0164-42-8418	根室振興局	0153-24-5440
苫小牧道税事務所	0144-32-5286	宗谷総合振興局	0162-33-2520	札幌道税事務所 税務管理部	011-281-7892

【課税取扱庁】〒001-8588 札幌市北区北22条西2丁目

札幌道税事務所自動車税部 電話番号：011-746-1194 ※申請の受け付けも行っています。

自動車取得税減免・自動車税課税免除・減免申請書は総合振興局、振興局又は道税事務所に備えてあるほか、道税ホームページにおいてもダウンロードできます。

(道税ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>)